

令和5年4月20日

野木町農業委員会第34回総会 会議録

野木町農業委員会

## 野木町農業委員会第34回総会 会議録

1. 開催日時 令和5年4月20日（木）午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
  - 会長 9番 黒 須 市 郎
  - 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
  - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
  - 3番 古澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
  - 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
  - 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 小沼事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主査
5. 付議案件
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 野木農業振興地域整備計画の変更について
  - 議案第3号 農地利用集積計画の策定について
  - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
  - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理報告について
  - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について
  - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について
  - 報告第5号 農業経営責任者変更届の受理報告について
6. その他

## 「 議 事 」

- 事務局 開会を宣言（午前10時）
- 議長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。  
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。  
（異議なしの声あり）  
異議なしの声を受け、議席番号3番 古澤清一郎委員、4番 渡邊初枝委員を指名した。書記には、尾崎主査を指名した。  
議事に入る旨を告げる。議事に入る旨を告げる。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。
- 事務局 議案第1号 受付番号54について説明。
- |       |             |      |            |
|-------|-------------|------|------------|
| 潤 島   | 1筆          | 528㎡ | 登記簿・現況ともに畑 |
| 譲渡人   | A氏          |      |            |
| 譲受人   | B氏          |      |            |
| 権利の設定 | 贈与による所有権移転  |      |            |
| 事由の概要 | 農業経営規模拡大のため |      |            |
- 議長 潤島地区担当調査員の報告を求めた。
- 3番委員 4月12日午後1時30分、2番委員、地元担当6番委員、地元推進委員とともにB氏の妻立会いのもと現地調査を行いました。  
譲渡人のA氏75歳で潤島在住、譲受人のB氏69歳で潤島在住。申請地の南側をB氏が麦を耕作しており、申請地は耕作できる状態であります。また、農機具等の保有状況も確認いたしました。本件は農業経営規模拡大のため贈与による所有権移転である。許可に当たっては何ら問題ないと思われまますので、ご審議お願いします
- 議長 質疑はないか諮った。（質疑なし）
- 議長 他に質疑はないか諮った。（質疑なし） 地元委員の意見を求めた。
- 6番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題ないと思われまます。
- 議長 他に質疑はないか諮った。（質疑なし）

質疑がないため、議案第1号 受付番号54について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第2号 野木農業振興地域整備計画の変更について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号 整理番号1について説明。

佐川野 1筆 179㎡ 台帳 畑・現況 宅地

利用目的 住宅への進入路

利用予定者 C氏

所有者 持分1/2 C氏 持分1/2 D氏

議長 佐川野地区担当調査員の報告を求めた。

1番委員 4月10日午前9時、4番委員、地元担当8番委員、地元推進である所有者C氏立会いのもと現地調査を行いました。

所有者C氏は佐川野在住79歳、現在、申請地の隣にある自宅でD氏家族と住んでいる。申請地は昭和20年頃より自宅の進入として使用していることを確認した。また、申請地との境界も確認した。将来、申請地の隣接農地にC氏の孫が住宅を建てる予定があり、今回の申請に至ったとのことである。なお、今回の農地振興地域からの除外が認められたあとに非農地証明を申請予定である。

許可にあたっては何ら問題ないと思われまますので、ご審議お願いいたします。

議長 質疑がないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

8番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われまます。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第2号 整理番号1について適とすることに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め適とすることを告げた。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

## 整理番号5-12

更新 川田 4筆 2,833㎡ 現況 田  
設定をする者 E氏  
設定を受ける者 F氏  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和5年5月1日から令和10年4月30日  
借賃 10aあたり10,000円  
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

## 整理番号5-13

更新 川田 5筆 4,133㎡ 現況 田  
移転をする者 G氏  
移転を受ける者 F氏  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和5年5月1日から令和10年4月30日  
借賃 10aあたり水利費相当額  
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

## 整理番号5-14

更新 南赤塚 4筆 6,159㎡ 現況 田  
移転をする者 H氏  
移転を受ける者 I氏  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和5年5月1日から令和8年4月30日  
借賃 10aあたり米1俵  
借賃の支払期限 毎年10月20日までに支払い

## 整理番号5-15

更新 南赤塚 2筆 1,959㎡ 現況 田  
移転をする者 J氏  
移転を受ける者 I氏  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和5年5月1日から令和8年4月30日  
借賃 10aあたり米1俵  
借賃の支払期限 毎年11月20日までに支払い

整理番号5-16

更新 南赤塚 2筆 2,260㎡ 現況 田  
移転をする者 K氏  
移転を受ける者 I氏  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和5年5月1日から令和8年4月30日  
借賃 10aあたり米1俵  
借賃の支払期限 毎年11月20日までに支払い

整理番号5-17

更新 南赤塚 1筆 1,057㎡ 現況 田  
移転をする者 L氏  
移転を受ける者 I氏  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和5年5月1日から令和8年4月30日  
借賃 10aあたり米1俵  
借賃の支払期限 毎年11月20日までに支払い

整理番号5-18

新規 佐川野 1筆 4,134㎡ 現況 田  
設定をする者 M氏  
設定を受ける者 N氏  
利用権の種類 賃借権

整理番号5-19

更新 南赤塚・中谷 2筆 4,807㎡ 現況 田  
設定をする者 O氏 P氏  
設定を受ける者 Q氏  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和5年5月1日から令和7年4月30日  
借賃 全面積で電気料相当額  
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

議長

質疑がないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第3号 農用地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め承認することを告げた。

次に、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について説明。

受付番号312

若林・潤島 4筆 10,573㎡ 登記簿・現況ともに田および畑  
権利を取得した者 R氏  
取得日 令和4年6月7日  
取得した権利 相続による所有権

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。  
次に、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。

受付番号51

野木 2筆 495㎡ 登記簿・現況ともに畑  
届出人 S氏  
事由の概要 駐車場敷地

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。次に報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。

受付番号53

丸林 1筆 330㎡ 登記簿 畑・現況 田  
譲渡人 T氏  
譲受人 U氏  
事由の概要 住宅敷地  
移転の内容 使用貸借権設定

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。次に報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について説明。

受付番号299

野 木 1筆 1,398㎡ 現況 畑  
賃貸人 V 氏  
賃借人 W (株)  
解約理由 賃貸人の都合による  
合意解約日 令和5年1月23日

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。次に報告第5号農業経営責任者変更届の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第5号 農業経営責任者変更届の受理報告について説明。

受付番号52

届出者 X 氏  
変更前の経営責任者 X 氏  
変更後の経営責任者 Y 氏  
変更理由 高齢のため

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。  
議案第1号から第3号、報告第1号から第5号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局に諮った。

事務局 ① 活動記録簿等について  
② 厚生クラブの会費について  
③ 「トラクター・農機具等の事故防止」パンフレット配布

議 長 他にあるか諮った。(別になしの声あり)  
以上で議事がすべて終了した旨を告げ、閉会を宣言した。  
(午後12時)